

平成 30 年度 高齢者虐待防止法に基づく 対応状況等に関する調査結果について（概要版）

厚生労働省が実施した、平成 30 年度における「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（高齢者虐待防止法）」に基づく対応状況等に関する調査のうち、滋賀県に関する結果の概要は、以下のとおりでした。

【調査結果の全体像】

		平成 30 年度	平成 29 年度	平成 28 年度
養護者による虐待	相談・通報件数	569 件	534 件	545 件
	虐待判断件数	350 件	355 件	383 件
	被虐待者数	358 人	366 人	389 人
養介護施設従事者等による虐待	相談・通報件数	35 件	26 件	23 件
	虐待判断件数	17 件	11 件	11 件
	被虐待者数	17 人	20 人	22 人

1. 養護者による高齢者虐待についての対応状況

（1）相談・通報受理件数

- 県内の 19 市町で受け付けた相談・通報件数は、569 件でした。
- 市町による事実確認の結果、虐待と判断された件数は 350 件、被虐待者数は 358 人でした。

（2）相談・通報者

- 「介護支援専門員」が 237 人（41.7%）と最も多く、次いで「警察」が 64 人（11.2%）、「当該市町行政職員」が 50 人（8.8%）でした。

表 1 相談・通報者（複数回答）

		介護支援専門員	介護保険事業所職員	医療機関従事者	近隣住民・知人	民生委員	被虐待者本人	家族・親族	虐待者自身	当該市町行政職員	警察	その他	不明（匿名含）	合計
H30年度	人	237	34	35	19	19	24	49	15	50	64	40	2	588
	割合	41.7%	6.0%	6.2%	3.3%	3.3%	4.2%	8.6%	2.6%	8.8%	11.2%	7.0%	0.4%	—
H29年度	人	241	27	25	14	19	37	35	7	44	60	37	1	547
	割合	45.1%	5.1%	4.7%	2.6%	3.6%	6.9%	6.6%	1.3%	8.2%	11.2%	6.9%	0.2%	—

（注）割合は相談・通報件数に（H30：569 件、H29：534 件）に対するもの。

（3）虐待の種別・類型

- 「身体的虐待」が 228 人（63.7%）と最も多く、次いで「心理的虐待」が 127 人（35.5%）、「介護・世話の放棄、放任（ネグレクト）」が 79 人（22.1%）、「経済的虐待」が 53 人（14.8%）でした。

表 2 虐待の種類・類型（複数回答）

		身体的虐待	介護等放棄	心理的虐待	性的虐待	経済的虐待	合計
H30年度	人	228	79	127	2	53	489
	割合	63.7%	22.1%	35.5%	0.6%	14.8%	—
H29年度	人	216	86	133	1	66	502
	割合	59.0%	23.5%	36.3%	0.3%	18.0%	—

（注）割合は被虐待者の総数（H30：358 人、H29：366 人）に対するもの。

(4) 虐待の深刻度

- 各市町の判断では、もつとも深刻な「5 生命・身体・生活に関する重大な危険」に該当するのは 34 人 (9.5%) でした。

表 3 虐待の深刻度 (各市町の判断によるもの)

5段階による判断		5 生命・身体・ 生活に関する 重大な危険	4 ～	3 生命・身体・ 生活に 著しい影響	2 ～	1 生命・身体・ 生活への影響 や本人意思の 無視等	合計
H30年度	人	34	27	102	84	111	358
	割合	9.5%	7.5%	28.5%	23.5%	31.0%	100.0%
H29年度	人	30	16	128	61	131	366
	割合	8.2%	4.4%	35.0%	16.7%	35.8%	100.0%

(注) 割合は、被虐待者の総数 (H30 : 358 人、H29 : 366 人) に対するもの。

(5) 被虐待者の性別・年齢・認知症の有無

- 性別では、「女性」が 268 人、「男性」が 90 人でした。
- 年齢階層別では、「75～79 歳」が 83 人 (23.2%) と最も多く、次いで「85～89 歳」が 74 人 (20.7%)、「80～84 歳」が 69 人 (19.3%) でした。
- 被虐待者の中で、介護保険の認定を受け、認知症または認知症の疑いを示す「認知症日常生活自立度Ⅱ」以上 (認知症はあるが自立度不明含む) の人は 219 人 (61.2%) でした。

表 4 被虐待者の性別

		男性	女性	不明	合計
H30年度	人	90	268	0	358
	割合	25.1%	74.9%	0.0%	100.0%
H29年度	人	95	271	0	366
	割合	26.0%	74.0%	0.0%	100.0%

(注) 割合は、被虐待者の総数 (H30 : 358 人、H29 : 366 人) に対するもの。

(注) [参考値] 65 歳以上の人口 359,200 人のうち、男性 160,279 人 (45%)、女性 198,921 人 (55%)
75 歳以上の人口 175,726 人のうち、男性 71,591 人 (41%)、女性 104,135 人 (59%)
(『平成 30 年滋賀県推計人口年報』より)

表 5 被虐待者の年齢階層

		65～69歳	70～74歳	75～79歳	80～84歳	85～89歳	90歳以上	不明	合計
H30年度	人	37	44	83	69	74	51	0	358
	割合	10.3%	12.3%	23.2%	19.3%	20.7%	14.2%	0.0%	100.0%
H29年度	人	36	36	70	100	77	47	0	366
	割合	9.8%	9.8%	19.1%	27.3%	21.0%	12.8%	0.0%	100.0%

(注) 割合は、被虐待者の総数 (H30 : 358 人、H29 : 366 人) に対するもの。

表 6 被虐待者の認知症の有無

		被虐待者の数	被虐待者のうち 介護保険認定済み	
			うち認知症または 認知症疑い	
H30年度	人	358	284	219
	割合	-	79.3%	61.2%
H29年度	人	366	291	225
	割合	-	79.5%	61.5%

(注) 割合は、被虐待者の数 (H30 : 358 人、H29 : 366 人) に対するもの。

(注) 「認知症または認知症疑い」は、認知症日常生活自立度Ⅱ以上 (認知症はあるが自立度不明含む) の人数。

(6) 被虐待者から見た虐待者の続柄

- 被虐待者から見た虐待者の続柄は、「息子」が146人(38.2%)と最も多く、次いで「夫」が86人(22.5%)、「娘」が64人(16.8%)、「妻」が35人(9.2%)、「息子の配偶者(嫁)」が22人(5.8%)の順でした。

表7 被虐待者から見た虐待者の続柄 (複数回答)

		夫	妻	息子	娘	息子の 配偶者 (嫁)	娘の 配偶者 (婿)	兄弟 姉妹	孫	その他	不明	合計
H30年度	人	86	35	146	64	22	3	4	10	12	0	382
	割合	22.5%	9.2%	38.2%	16.8%	5.8%	0.8%	1.0%	2.6%	3.1%	0.0%	100.0%
H29年度	人	76	35	156	65	26	1	9	10	20	0	398
	割合	19.1%	8.8%	39.2%	16.3%	6.5%	0.3%	2.3%	2.5%	5.0%	0.0%	100.0%

(注) 割合は、虐待者数の総数(H30:382人、H29:398人)に対するもの。

(7) 虐待への対応策について

- 平成30年度中に対応が必要とされた被虐待者の人数は、平成30年度中に新たに被虐待者と判断された人(358人)と平成29年度までに被虐待者と判断され引き続き対応が必要とされた人(311人)の合計669人でした。
- 対応策として、「被虐待者の保護として虐待者からの分離を行った事例」が180人(26.9%)で、そのうち「老人福祉法に基づくやむを得ない事由等による措置」が63人、「契約による介護保険サービスの利用」が48人でした。
- 「被虐待者と虐待者を分離していない事例」は、406人(60.7%)で、そのうち「養護者に対する助言・指導」が264人、「既に介護保険サービスを受けているが、ケアプランを見直し」が157人でした。

表8 分離の有無

	H30年度		H29年度	
	人数	割合	人数	割合
被虐待者の保護として虐待者からの分離を行った事例	180	26.9%	144	21.2%
被虐待者と虐待者を分離していない事例	406	60.7%	412	60.6%
現在対応について検討・調整中の事例	3	0.4%	9	1.3%
虐待判断時点で既に分離状態の事例(別居、入院、入所等)	60	9.0%	66	9.7%
その他	20	3.0%	49	7.2%
合計	669	100.0%	680	100.0%

(注) 合計件数中には、対象年度中の虐待判断事例の他、「事実確認調査までは対象年度以前に行われ、その対応策が対象年度に入ってから執られた事例」が含まれている。

表9 分離を行った事例の対応

	H30年度		H29年度	
	人数	割合	人数	割合
契約による介護保険サービスの利用	48	26.7%	33	22.9%
上記のうち面会の制限を行った事例	5	—	4	—
老人福祉法に基づくやむを得ない事由等による措置	63	35.0%	51	35.4%
上記のうち面会の制限を行った事例	34	—	29	—
緊急一時保護	13	7.2%	11	7.6%
上記のうち面会の制限を行った事例	6	—	8	—
医療機関への一時入院	32	17.8%	18	12.5%
上記のうち面会の制限を行った事例	1	—	0	—
上記以外の住まい・施設等の利用	12	6.7%	26	18.1%
上記のうち面会の制限を行った事例	5	—	6	—
虐待者を高齢者から分離（転居等）	11	6.1%	4	2.8%
上記のうち面会の制限を行った事例	1	—	0	—
その他	1	0.6%	1	0.7%
上記のうち面会の制限を行った事例	0	—	0	—
合計	180	100.0%	144	100.0%
上記のうち面会の制限を行った事例	52	—	47	—

(注) 割合は、分離を行った事例の総数 (H30 : 180 人、H29 : 144 人) に対するもの。

表10 分離を行っていない事例の対応 (複数回答)

	H30年度		H29年度	
	人数	割合	人数	割合
養護者に対する助言・指導	264	65.0%	268	65.0%
養護者が介護負担軽減のための事業に参加	10	2.5%	11	2.7%
被虐待者が新たに介護保険サービスを利用	30	7.4%	27	6.6%
既に介護保険サービスを受けているが、ケアプランを見直し	157	38.7%	155	37.6%
被虐待者が介護保険サービス以外のサービスを利用	21	5.2%	18	4.4%
その他の対応	72	17.7%	90	21.8%
経過観察 (見守り)	64	15.8%	51	12.4%

(注) 割合は、分離を行っていない事例の数 (H30 : 406 人、H29 : 412 人) に対するもの。

2. 養介護施設従事者等による高齢者虐待についての対応状況

(1) 相談・通報受理件数

- 県内の19市町で受け付けた相談・通報件数は、35件でした。
- 市町による事実確認の結果、虐待と判断された事例は17件でした。

(2) 相談・通報者

- 相談・通報者の内訳は、「当該施設職員」が14人 (40.0%) と最も多く、次いで「家族・親族」が6人 (17.1%)、「当該施設元職員」が5人 (14.3%) でした。

表 1 1 相談・通報者（複数回答）

		本人による届出	家族・親族	当該施設職員	当該施設元職員	施設・事業所の管理者	医療機関従事者(医師含)	介護支援専門員	介護相談員	地域包括支援センター職員	社会福祉協議会職員	国民健康保険団体連合会	都道府県から連絡	警察	その他	不明(匿名含)	合計
		H30年度	人	0	6	14	5	2	1	1	2	3	0	0	0	0	3
	割合	0.0%	17.1%	40.0%	14.3%	5.7%	2.9%	2.9%	5.7%	8.6%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	8.6%	2.9%	-
H29年度	人	0	7	11	3	3	1	1	0	4	0	0	1	0	2	0	33
	割合	0.0%	26.9%	42.3%	11.5%	11.5%	3.8%	3.8%	0.0%	15.4%	0.0%	0.0%	3.8%	0.0%	7.7%	0.0%	-

(注) 割合は、相談・通報件数の総数 (H30: 35 件、H29: 26 件) に対するもの。

(3) 施設・事業所の種別

- 施設・事業所の種別は「特別養護老人ホーム」が 5 件 (29.4%) と最も多く、次いで「認知症対応型共同生活介護」が 4 件 (23.5%) でした。

表 1 2 養介護施設従事者による高齢者虐待が認められた事業所種別

	H30年度		H29年度	
	件数	割合	件数	割合
特別養護老人ホーム	5	29.4%	5	45.5%
介護老人保健施設	0	0.0%	1	9.1%
介護療養型医療施設	0	0.0%	0	0.0%
認知症対応型共同生活介護	4	23.5%	2	18.2%
(住宅型)有料老人ホーム	0	0.0%	0	0.0%
(介護付き)有料老人ホーム	2	11.8%	0	0.0%
小規模多機能型居宅介護等	0	0.0%	1	9.1%
軽費老人ホーム	0	0.0%	0	0.0%
養護老人ホーム	0	0.0%	0	0.0%
短期入所施設	0	0.0%	1	9.1%
訪問介護等	2	11.8%	1	9.1%
通所介護等	3	17.6%	0	0.0%
居宅介護支援等	1	5.9%	0	0.0%
その他	0	0.0%	0	0.0%
合計	17	100.0%	11	100.0%

(注) 割合は虐待のあった施設の総数 (H30:17 件、H29:11 件) に対するもの。

(4) 虐待の種別・類型

- 虐待の種別・類型は「身体的虐待」が 9 件 (52.9%) と最も多く、次いで「心理的虐待」が 8 件 (47.1%) でした。

表 1 3 虐待の種別・類型（複数回答）

		身体的虐待	介護等放棄	心理的虐待	性的虐待	経済的虐待	合計
		H30年度	人	9	1	8	0
	割合	52.9%	5.9%	47.1%	0.0%	0.0%	-
H29年度	人	12	1	10	3	0	26
	割合	60.0%	5.0%	50.0%	15.0%	0.0%	-

(注) 割合は被虐待者の総数 (H30:17 人、H29:20 人) に対するもの。

(5) 被虐待者の性別・年齢

- 性別は、「女性」が 12 人 (70.6%)、「男性」が 5 人 (29.4%) でした。
- 年齢は、「90～94 歳」が 6 人 (35.3%) と最も多く、次いで「75～79 歳」、「85～89 歳」がともに 3 人 (17.6%) でした。

表14 被虐待者の性別

		男	女	不明	合計
H30年度	人	5	12	0	17
	割合	29.4%	70.6%	0.0%	100.0%
H29年度	人	8	12	0	20
	割合	40.0%	60.0%	0.0%	100.0%

(注) 割合は被虐待者の総数 (H30:17人、H29:20人) に対するもの。

(注) [参考値] 65歳以上の人口 359,200人のうち、男性 160,279人 (45%)、女性 198,921人 (55%)

75歳以上の人口 175,726人のうち、男性 71,591人 (41%)、女性 104,135人 (59%)

(『平成30年滋賀県推計人口年報』より)

表15 被虐待者の年齢

		65~69歳	70~74歳	75~79歳	80~84歳	85~89歳	90~94歳	95~99歳	100歳以上	不明	合計
H30年度	人	1	0	3	1	3	6	2	0	1	17
	割合	5.9%	0.0%	17.6%	5.9%	17.6%	35.3%	11.8%	0.0%	5.9%	100.0%
H29年度	人	2	1	1	3	6	3	2	2	0	20
	割合	10.0%	5.0%	5.0%	15.0%	30.0%	15.0%	10.0%	10.0%	0.0%	100.0%

(注) 割合は被虐待者の総数 (H30:17人、H29:20人) に対するもの。

(6) 虐待者の職種

- 虐待者の職種は、「介護職 (介護福祉士以外)」、「介護職 (介護福祉士か不明)」がともに5人 (35.7%) と最も多く、次いで「介護福祉士」が2人 (14.3%) でした。

表16 虐待者の職種

	H30年度		H29年度	
	人	割合	人	割合
管理職	1	7.1%	1	5.6%
介護職 (介護福祉士)	2	14.3%	4	22.2%
介護職 (介護福祉士以外)	5	35.7%	5	27.8%
介護職 (介護福祉士か不明)	5	35.7%	6	33.3%
看護職	0	0.0%	1	5.6%
施設長	1	7.1%	0	0.0%
その他	0	0.0%	1	5.6%
合計	14	100.0%	18	100.0%

(注) 割合は虐待を行った従事者の総数 (H30:14人、H29:18人) に対するもの。

(7) 虐待事案への対応状況

- 平成30年度に市町が対応を行った虐待事案 (対象年度以前に通報受理・事実確認調査をした事案を含む) 21件の事案について、市町により「施設等に対する指導」が行われた事案は20件であり、「改善計画提出依頼」が行われた事案は19件でした。(事前に自主的に改善に向けた取り組みが行われた場合や施設自体が廃止された場合等は、改めて市町による指導や改善計画提出依頼が行われない場合があります。)
- 介護保険法の規定に基づき「報告徴収、質問、立入検査」が行われた事案は1件であり、「改善勧告」が行われた事案は2件でしたが、「指定の効力停止」や「指定取消」に至った事案はありませんでした。
- 老人福祉法の規定に基づき「報告徴収、質問、立入検査」が行われた事案は1件でした。

表17 虐待事案への対応状況（複数回答）

	H30年度		H29年度		
	件数	割合	件数	割合	
市町村による指導等	施設等に対する指導	20	95.2%	11	91.7%
	改善計画提出依頼	19	90.5%	11	91.7%
	従事者等への注意・指導	16	76.2%	8	66.7%
介護保険法の規定に基づく権限の行使	報告徴収、質問、立入検査	1	4.8%	1	8.3%
	改善勧告	2	9.5%	1	8.3%
	改善勧告に従わない場合の公表	0	0.0%	0	0.0%
	改善命令	0	0.0%	0	0.0%
	指定の効力の全部又は一部停止	0	0.0%	0	0.0%
	指定取消	0	0.0%	0	0.0%
	現在対応中	0	0.0%	1	8.3%
	その他	0	0.0%	1	8.3%
老人福祉法の規定に基づく権限の行使	報告徴収、質問、立入検査	1	4.8%	0	0.0%
	改善命令	0	0.0%	0	0.0%
	事業の制限、停止、廃止	0	0.0%	0	0.0%
	認可取消	0	0.0%	0	0.0%
	現在対応中	0	0.0%	0	0.0%
	その他	0	0.0%	0	0.0%

(注) 割合は、対象年度に対応を行った虐待（対象年度以前に通報受理・事実確認調査をした事案を含む）の総数（H30：21件、H29：12件）に対するもの。

3. 本県の特徴・取組等

(1) 本県の特徴

養護者による虐待および養介護施設従事者等による虐待のいずれにおいても、65歳以上の高齢者人口に対する相談・通報件数や虐待判断件数が他県よりも多くなっています。

また、相談・通報者の内訳を見ると、養護者による虐待については、「介護支援専門員」が41.7%、養介護施設従事者等による虐待については、「当該施設職員」が40.0%となっており、身近な介護福祉関係者からの相談・通報が4割以上を占めています。

このことから、高齢者虐待に関する認識が浸透する中、相談・通報件数が年々増加していますが、本県では介護支援専門員や施設職員が相談・通報に大きな役割を果たしており、それが虐待事案を潜在化させることなく、虐待事案の発見につながっているものと考えられます。

(2) 本県の取組

①相談支援

- 市町や地域包括支援センター向けの相談窓口の設置や研修等による人材育成、一般県民への啓発セミナー等を行う「滋賀県高齢者権利擁護支援センター」を設置し、当センターへの委託業務の一つとして、市町の保健福祉関係者等に対して、虐待にかかる困難事例や成年後見制度等についての専門的・技術的な相談支援を実施。

②介護福祉関係者等の研修

- 滋賀で培われてきた福祉の理念、価値観を学び、介護職としての誇りを醸成する階層別の研修会を開催。
 - ・ 滋賀の福祉人育成研修
 - [新任期：109名修了、中堅期：61名修了、チームリーダー：72名修了、管理職員：31名修了]

○ 市町の保健福祉関係者や養介護施設従事者に対して、高齢者虐待に関する理解を深め、対応方法等を学ぶ研修会を開催。

・ 高齢者虐待対応現任者標準研修

[令和元年6月20日(36名参加)、28日(33名参加)、7月3日(30名参加)]

・ 高齢者虐待問題研修会

[令和元年9月10日(48名参加)、11日(38名参加)]

・ 権利擁護推進員(身体拘束廃止に向けた推進員)養成研修

[令和元年9月27日(43名参加)、10月7日(42名参加)、16日(42名参加)、自施設実習60日間、12月25日(36名参加)]

・ 身体拘束ゼロセミナー

[令和元年11月28日(267名参加)]

○ 養介護施設従事者等による虐待が近年増加傾向にあることから、高齢者虐待が発生した養介護施設が行う虐待防止のための研修へ講師を派遣し、再発防止や施設職員の資質向上に向けた取組を支援(令和元年度3回派遣予定)

③ 県民等への啓発

○ 県民等に対して、高齢者虐待に関する問題意識を喚起するため、啓発セミナーを開催。

・ 高齢者虐待防止セミナー

[令和2年1月14日開催(90名参加)]

本県では、今後も引き続き県内における高齢者虐待の状況を注視するとともに、上記のような高齢者虐待防止に向けた啓発や研修等を継続的に実施していきます。

また、調査結果からも被虐待者は認知症を有する人が多いことが明らかとなっていることから、介護従事者等の認知症に対する理解を深め、対応力を向上するための研修等も実施し、養介護施設等における虐待防止に努めていきます。

高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律の概要

(平成17年法律第124号 平成18年4月1日施行)

1 目的 (法第1条関係)

高齢者虐待が深刻な状況にあり、高齢者の尊厳の保持にとって高齢者に対する虐待を防止することが重要であることから、高齢者虐待の防止等に関する国等の責務や虐待を受けた高齢者に対する保護のための措置、養護者に対する支援等を定めることにより、高齢者虐待の防止等にかかる施策を促進し、高齢者の権利利益の擁護に資することを目的とする。

2 定義 (法第2条関係)

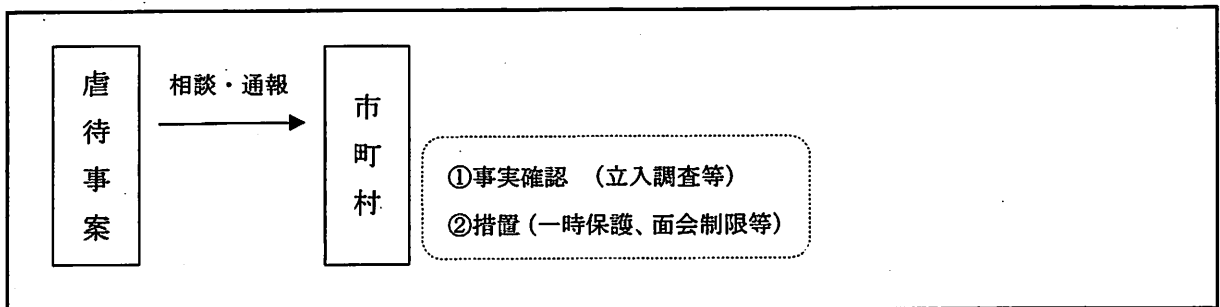
「高齢者」 : 65歳以上の者(65歳未満の養介護施設入所等障害者を含む。)

「高齢者虐待」 : ①養護者による高齢者虐待
②養介護施設従事者等による高齢者虐待

「高齢者虐待の類型」 : ①身体的虐待、②介護・世話の放棄・放任(ネグレクト)、
③心理的虐待、④性的虐待、⑤経済的虐待

3 県・市町における高齢者虐待防止法等にかかる対応

①養護者による高齢者虐待 (法第6条～19条関係)



②養介護施設従事者等による高齢者虐待 (法第20条～25条関係)

